

令和4年9月16日

瀬戸内市長 武久 顕也 様

瀬戸内市国土利用計画審議会
会長 沖 陽子

瀬戸内市国土利用計画について（中間答申）

令和4年4月22日付け、瀬戸内企第14号で本審議会に諮問のあった瀬戸内市国土利用計画について、当審議会では慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり中間答申をまとめましたので、ここに答申します。

記

瀬戸内市では、人口減少や少子高齢化の進行により、近年、公共交通など都市基盤を支える民間事業者の活力低下をはじめ、地域コミュニティの衰退、空き家や耕作放棄地の増加など市の暮らしを支える基盤の弱体化が顕著に現れています。また、市民からは、海・山・川などの自然環境とその景観の保全や生活利便性の向上、公園等の社会インフラの整備が求められています。

こうしたことから、市の活力の維持及び持続的発展を目指す上で、今回策定する国土利用計画は、土地利用の基本的な方針であることにとどまらず、市のまちづくり全体における重要な指針であるものと考えます。

市では、国土利用計画の策定に当たり、市民意識調査の実施をはじめ、市民フォーラムやタウンミーティングの開催など、市民から土地利用に関して幅広く意見を聴取するための取組を進めてこられました。

当審議会において、市民参画の取組結果等を踏まえて審議した結果、市民意見への対応や土地利用における課題の解決など、瀬戸内市の均衡ある発展を目指すため、既存の土地利用の地域区分に加え、新たに「都市地域(都市計画区域)」の導入が必要であるとの結論に至りましたので、その旨を答申いたします。